

大崎市行政改革推進委員会の運営の考え方について

令和7年8月29日 第1回大崎市行政改革推進委員会

大崎市における行政改革の取り組み

第2次大崎市総合計画

第1章 市民が主役 協働のまちづくり
第3節 市民の生活を支える行財政改革の推進

【10年後の望ましい姿】

- 市民と行政の役割分担がなされ、協働による行政運営が行われている。
- 地域の資源を生かし、自主的かつ自立した地域政策が展開されている。
- 健全で安定した財政運営が行われている。
- 市民にわかりやすい行政組織になっている。
- 地方政府として、効率的で効果的な施策が展開されている。
- デジタル変革により、市民の利便性が向上している。

第2期大崎市行政改革大綱 (H29-R7)

アクション
プラン

- ①持続可能な財政基盤の確立
- ②職員の能力開発
- ③多様な主体との連携
- ④市民に対する情報提供の推進

集中改革プラン (R5-R7)

安定した行政運営の仕組みを確立するため、以下に取り組むもの。

- 社会情勢や市民ニーズに敵力かつ迅速に対応
- 期待される効果を最小の経費で発揮
- 行政サービスや仕事のやり方を絶えず見直す

短期対応を
補完

行財政運営の改善に向けた基本方針 (R7-R9) ※R7.6月策定

- 令和7年度～令和9年度までの3か年を行財政改革の集中的な取組期間と位置づけ
- 持続可能な行財政運営に向け、具体的な取組を明示して推進

行財政改革による財政効果額 約68.1億円

(H29～R5の効果額計)

- 第4次集中改革プラン (H29～R元) 23.8億円
- 第5次集中改革プラン (R2～R4) 28.2億円
- 第6次集中改革プラン (R5実績) 16.1億円

【主な取組項目】

ふるさと納税制度の活用、遊休資産の活用、病院事業や水道事業の経営健全化

人口減少を見据えた行財政運営

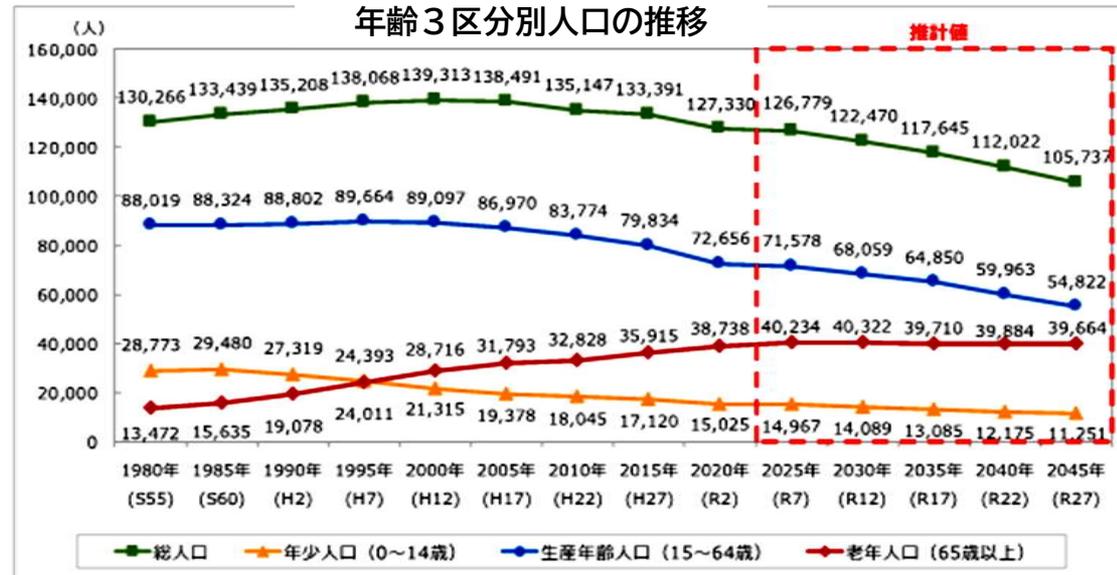
- 令和7年1月1日における日本の総人口は1億2355万2千人で、前年同月に比べ59万2千人減少しており、国全体が人口減少に傾いている状況。（日本人人口は1億2014万9千人（前年同月比▲90万2千人））
- 令和6年4月に公表された「地方自治体「持続可能性」分析レポート（人口戦略会議）」においても、県内の19自治体（県内自治体の54%）が消滅可能性自治体とされ、本市は該当しなかったが、若年人口が減少傾向にある自治体に分類されたところ。

➤大崎市の人口

- 平成12年をピークに減少に転じ、令和2年では127,330人となっている。
- 令和2年の国勢調査に基づく推計値では、人口減少がさらに進み、総人口は令和2年と比較して令和12年に約88.8%、令和22年に79.5%になると予測されている。
- 市税収入の減少や少子高齢化に伴う扶助費等の負担増化が予想される。

➤生産年齢人口

- 生産年齢人口と年少人口の減少が進む予測。
- 生産年齢人口
令和12年 85.8%→令和22年 73.4%
- 年少人口は、
令和12年 68.8%→令和22年 55.2%



出典：『国勢調査2020（R2）年』 総務省

『日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）』 国立社会保障・人口問題研究所

本市の将来的に必要な市民サービスの維持するとともに、特徴を生かした独自の事業展開に一層注力するためには、本市の行財政を健全かつ効率的に運営することが重要

大崎市行政改革推進委員会の概要について

設置目的

簡素で効率的な行政運営のための方針等の策定及び推進について、市民の提言を受けを目的に設置（規則第1条）

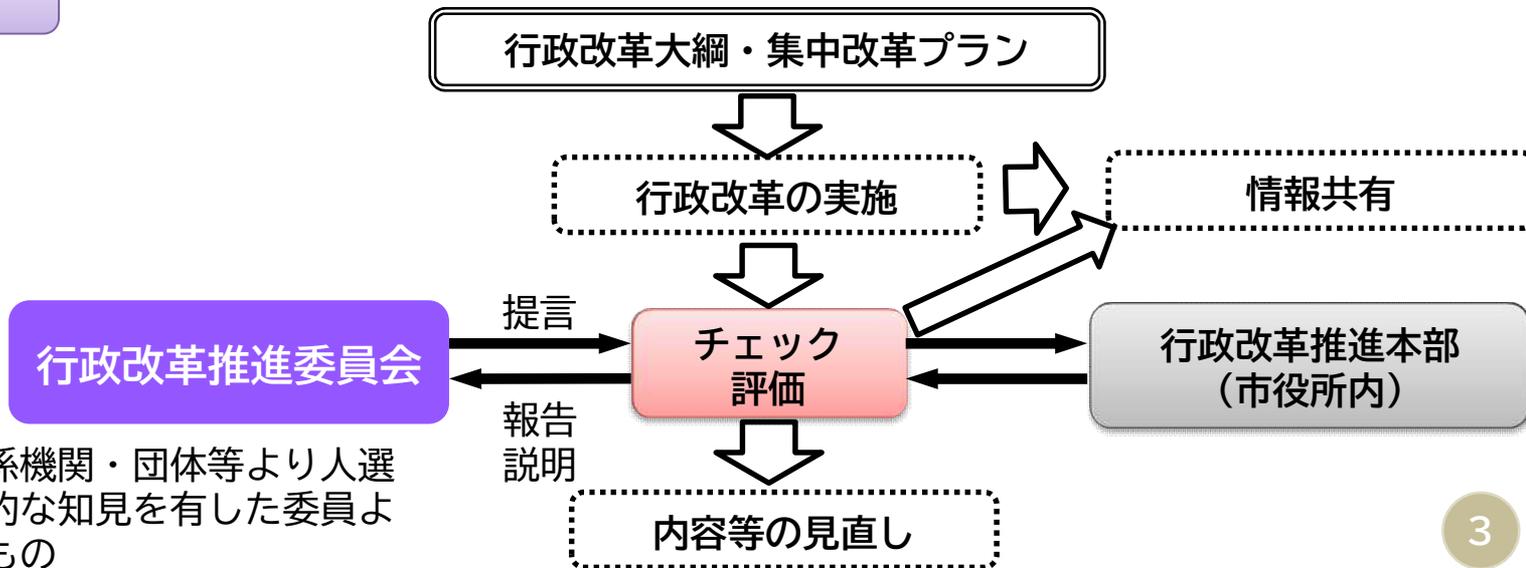
委員構成

- 12人（15人以内で組織し、市長が委嘱）
- 各まちづくり協議会から7人（各地域より会長，または副会長職から1人）
 - 外部有識者 5人 計12人

任期

3年以内（委嘱の日から令和10年3月31日まで）

位置づけ



幅広い有識者，関係機関・団体等より人選したうえで，専門的な知見を有した委員より提言をいただくもの

運営の考え方について

委員会における主な協議事項

意見・提言をいただく主な内容（今任期中）

- ①行政改革大綱（集中改革プラン含む）の評価検証
- ②行財政運営の改善に向けた基本方針に基づく取組み
- ③行財政運営の改善に関する情報発信の在り方
- ④その他行財政運営の改善に関すること

視点

人口減少を見据えた行財政の健全かつ効率的な運営

委員会運営の基本方針

- ①地域の代表者、あるいは関係団体の代表者、専門家として、それぞれの立場から意見・提言をいただきたい
- ②委員間の意見交換・討論を積極的に行っていただきたい（議事内容の絞り込みやテーマ設定の実施）
※委員の選出区分（まちづくり協議会、商工団体、企業、学識経験者など）によって、地域状況を踏まえた意見・提言や専門的な視点からの意見・提言、あるいは施設・サービス等の利用者（受益者）と非利用者（非受益者）など多様な視点から本市の行財政運営に関する意見・提言をとりまとめることを目的としています。
- ③委員会での質疑事項は、事前に提出いただき回答のとりまとめを行い、意見交換や討論の時間に比重を置かせていただきたい

委員会の内容については、各所属の団体や関係者の皆さんへ周知と意見聴取に協力いただき、以降の委員会における意見交換や討論に反映していただきたい。

令和7年度
会議開催スケジュール(案)

	開催時期	議事内容（予定）
第1回	8月29日	<ul style="list-style-type: none">・ 委嘱状交付，委員長・副委員長の互選・ 委員会運営の考え方について・ 行財政運営の改革に向けた基本方針等について (大崎市行政診断及び改善策実行支援業務の取組について)
第2回	11月頃	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業評価に基づく事業検証の結果について・ 第6次集中改革プランの取組実績について・ 行財政運営の改革に関する取組事項等の進捗について
第3回	2月頃	<ul style="list-style-type: none">・ 行財政運営の改革に関する取組事項等の進捗について・ 次期行政改革大綱策定の取り組みについて・ その他行財政改革の取り組み等について

行財政運営の改革に向けた基本方針について

目的

- 現在の行政改革大綱は、平成29年度に策定され、第4次～第6次の集中改革プランに基づきながら、毎年度、行財政改革による一般財源の削減に効果を出し、市民サービスの向上と効率的かつ効果的な行政運営に取り組んできました。
- しかし、平成28年度以降の当初予算編成においては、歳出予算額における一般財源の措置は400億円以上が常態化し、一般財源を確保するため、財政調整基金からの繰入れに依存している状況です。
 - ※一般財源の措置額：10年前より25億円ほどの増（R7年度当初予算比較）
 - ※財政調整基金の残高：令和7年度の当初予算ベースで、21.2億円まで減少
毎年度10億円前後の取崩しを実施
- そのため、令和7年度から令和9年度の3か年を行財政改革の集中的な取組期間と位置づけ、財政健全化に資する各種施策を進めていくこととしました。

要因1 人口減少

- 本市の人口及び生産年齢人口は、平成12年以降減少に推移しています

【一般人口】	平成12年	: 139,313人	→	令和27年	: 105,737人(推計) (比較 △33,576人)
【生産年齢人口】	平成12年	: 89,097人	→	令和27年	: 54,822人(推計) (比較 △34,275人)

※総務省資料「日本の地域別将来推計人口」に基づくもの

影響 市税収入の減少、少子高齢化に伴う扶助費等の負担増

要因2 財政事情

- 必ず支払う必要がある「義務的経費」や公共施設運営費等の「経常的経費」が増加しています

【人件費】	平成27年度	: 79.9億円	→	令和7年度	: 99.5億円 (+19.6億円)
【扶助費】	平成27年度	: 98.4億円	→	令和7年度	: 138.3億円 (+39.9億円)
【公債費】	平成27年度	: 70.0億円	→	令和7年度	: 94.4億円 (+24.4億円)
【物件費】	平成27年度	: 79.4億円	→	令和7年度	: 84.4億円 (+5.0億円)
【繰出金】	平成27年度	: 80.6億円	→	令和7年度	: 81.6億円 (+1.0億円) ※他会計への繰出金
【負担金】	平成27年度	: 39.8億円	→	令和7年度	: 46.2億円 (+6.4億円) ※大崎広域への負担金

影響 災害等の緊急事態が発生した際に備えておくべき対応経費を基金に積むことができない状況

今後の取組目標と方向性

短期的な目標

(令和7～9年度の3年間での達成)

財政調整基金からの取崩しに
依存しない予算編成が必要

目標額

歳出予算の一般財源投下額の適正規模を

390億円 に設定

令和7年度当初予算：421.7億円との比較

△31.7億円 ……→ **これだけ減らす！**

中長期的な目標

(できるだけ早期の達成)

事業の縮小、廃止等により、新たな
財源を生み出し、積立資金として確保

目標額

財政調整基金の積立額を

50億円 に設定

令和7年度当初予算編成時：21.2億円との比較

+28.8億円 ……→ **積み立てる財源として
確保が必要！**

主な取組内容

(1) 投資的経費の調整

- ① 新規事業の圧縮：令和7年度から令和9年度における新規の調査・設計費用をゼロベース化
- ② 継続事業の調整：国県等補助金充当後の支出総額を平準化
- ③ 地方債の抑制：交付税措置のない地方債充当事業の廃止，見送り

(2) 公共施設等総合管理計画の推進

- ① 行政財産の普通財産化：重点施設（地域）の指定
- ② 遊休財産の処分迅速化：除却の推進，売却・貸付の促進
- ③ 現有財産の効率的運用：地域や所管を超えた集約化や複合化，転用の促進

(3) 事務事業の効率化

- ① 行政DXの推進：導入効果の可視化
- ② 人的資源の適正配置：研修制度の充実，会計年度任用職員の効率的配置
- ③ 事務事業の評価・検証：財政効果に着目して事業を選定
- ④ 優先度の明確化：施策の優先度を全庁的に計る仕組みを検討

(4) 繰出金・負担金の精査

- ① 特別会計繰出金，大崎地域広域行政事務組合負担金（※公営企業は，個別協議）

(5) ふるさと納税（個人，企業含む）の推進

- ① 返礼品等経費（歳出）と寄附金（歳入）充当額の予算計上方法を整理

(6) 戦略的な予算編成手法の導入

- ① 本基本方針を踏まえた予算編成方針の策定

適時・適切な
情報交換及び意見交換



- ・若者層から高齢層まで幅広く
- ・様々な団体 等
- ↳ 多様な市民との繋がり

相互に共有

市役所側の
丁寧な説明が必要



市民理解の
醸成へ繋げる

主な行政改革の推進に取組み (R7~R9)

令和7年度

令和8年度

令和9年度

行政改革
推進委員会

- 所掌事項：①行政改革大綱（集中改革プラン含む）の評価検証
②行財政運営の改善に向けた基本方針に基づく取組み
③本市行財政運営の改善に関する情報発信の在り方
④その他行財政運営の改善に関すること

提言、助言等

行政改革大綱
集中改革プラン

行革大綱：H29～R7
第6次プランR5～R7

次期行政改革大綱策定へ向けた
取組み検証

次期行政改革大綱

※大綱策定の有無を含めた行政改革の在り方検討

行財政運営の改革
基本方針

- 基本方針で定めた取組内容に基づき、実施
(1)投資的経費の調整 (2)公共施設等総合管理計画の促進 (3)事務事業の効率化
(4)繰出金・負担金の精査 (5)ふるさと納税の推進 (6)戦略的な予算編成手法の導入

主な取組み

行政診断及び
改善策実行
支援業務

- 【行政診断】
- 行財政運営の分析及び考察、課題の抽出、改善策の検討、取組の提案等
- 【公共施設】
- 公共施設の適正配置、受益者負担の適正化等

【R8～R9取組】
R7取組に基づく伴走支援

●取組による改善策の検討結果
等を次期大綱へ反映

提案内容に基づく具体的取組への支援（財政効果・改善目標額設定）

結果
反映

実行

公共施設
マネジメント

連携
公共施設等総合管理計画（H29～R8）

- 改善策実行の進捗状況により調整。
※現行計画期間の調整を含む検討

公共施設等総合管理計画
個別計画及び施設類型毎検討
（※行政診断の提案踏まえ）

現行計画の見直し

改訂版運用

事務事業評価

- 毎年度、実績に基づく事務事業評価を行い、その評価に対して「事業の継続、統合、廃止等」の見直しに係る検証作業を実施

〈参考〉

関連
計画等

第2次大崎市総合計画（R4～R8）

第3次大崎市総合計画（R9～R13）

定員管理計画（R7～R9）

目的…持続可能なまちづくりに向けた行財政運営の改善

行政診断及び改善策実行支援業務（R7～R9）の概要

1 目的

「行財政運営の改革に向けた基本方針」に基づく持続可能な行財政運営の確立に向けて、本市の財政状況、行政運営の現状及び諸課題を客観的に分析、診断するとともに、改善に向けた具体的な取組を明確化し、実行性を担保するための基盤を構築する。

【行財政運営状況の改善】 【公共施設における配置と受益者負担の適正化】

2 実施内容

行政診断等業務（R7）

改善策実行伴走支援業務（R8～9）

行財政運営の改善

(1) 分析及び考察

- ①本市の行財政運営の特性や特殊性
- ②予算・決算の推移及び財政状況の悪化の要因
- ③行政改革大綱に基づく集中改革プランの取組

(2) 課題の抽出と改善策の検討

- ①行財政運営の課題を抽出し、改善に向けた方向性の考察
- ②次期行政改革大綱に反映すべき点を取りまとめ

(3) 課題の改善に向けた取組の提案

- ①事務事業の計画的執行と、評価及び優先度の判定手法、改廃などの意思決定プロセス
- ②人的資源の最適化と、効果的な組織体制（DXの効果的活用を含む）
- ③歳出削減と歳入確保に繋がる具体的な取組

- ①市民への情報発信と意見聴取
- ②取組状況の検証及び促進策の提案
- ③次期行政改革大綱及び集中改革プラン策定に関する助言

公共施設の配置と受益者負担の適正化

(1) 分析及び考察（類似団体等の他市と比較を含む）

- ①公共施設等の保有状況及び管理運営の費用及び人的資源
- ②施設の再配置及び長寿命化に関する取組の現状評価

(2) 適正配置と受益者負担の適正化の提案

- ①適正配置に関する基本的な方向性（継続、統合化、複合化、廃止）
- ②受益者負担（減免措置の在り方を含む）に関する考え方及び算定基準

(3) 遊休資産の有効活用の提案

遊休資産の売却及び貸付を迅速かつ公正に行うための手法の提案

- ①公共施設の適正配置と受益者負担の適正化、及び遊休資産の有効活用に向けた取組を支援すること。
- ②公共施設マネジメントの推進支援
→公共施設等総合管理計画（個別施設計画）の見直しへの流れを構築